

## 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤  (関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【法人税の改革について】(平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ)
		1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。
		2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
有効性	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
妥当性	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望